

佐野市議会基本条例

人口減少と少子高齢化の時代にあつて、議会の役割はますます重要になっています。佐野市議会では、これまで議会活性化に取り組んでまいりましたが、これからの議会のあり方についてさらに議論を重ね、議会基本条例としてまとめました。

条例制定の趣旨

議会は、市民に選ばれた議員で構成する市民の代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに、二元代表制の下、市民の信託に応える責務を有することから、佐野市議会においては、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、市長その他の執行機関に対する監視機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。そこで、これまで積み重ねてきた取組をより確かなものとし、公正性及び透明性を高めるとともに、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すことにより、市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意し、佐野市議会基本条例を制定することとしました。

条例制定までの経過

佐野市議会基本条例策定委員会（議員7名で構成）を設置し、条例及び解説の原案を作成しました。（令和元年6月21日～令和2年9月28日 19回開催）全議員の協議により、条例案を確定しました。（令和2年10月9日）パブリック・コメント（意見公募）を実施（令和2年11月2日～12月2日 31日間）しましたが、意見はありませんでした。令和2年12月定例会に条例案を議員案として提出し、全会一致で可決しました。



新たに政策提言に取り組めます

佐野市議会では、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」を図るため、市政に市民の意見がより反映されるよう新たに政策提言に取り組めます。そこで、その実効性を高めるために政策提言に関する事項を定めました。

施行日

令和3年4月1日

佐野市議会基本条例案策定委員会名簿

佐野市議会基本条例案策定委員会名簿

役職名	氏名
委員長	小暮博志
副委員長	横田 誠
委員	高橋 功
委員	岡村恵子
委員	亀山春夫
委員	菅原 達
委員	小倉健一

条例と解説

# 佐野市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則（第3条—第6条）

第3章 議員の活動原則（第7条—第13条）

第4章 市民と議会との関係（第14条—第18条）

第5章 議会と市長等との関係（第19条—第23条）

第6章 議会機能の強化（第24条—第29条）

第7章 議員定数（第30条）

第8章 この条例の検証及び見直し（第31条）

### 附則

議会は、市民に選ばれた議員で構成する市民の代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに、二元代表制の下、市民の信託に応える責務を有する。

このような認識の下、佐野市議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要がある。

そのため、これまで積み重ねてきた取組をより確かなものとし、公正性及び透明性を高めるとともに、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すことにより、市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意し、ここに佐野市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、議会の機能を強化することにより市民の信託に応え、もって市民の福祉の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （この条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会の基本となるものであり、議会において最大限尊

重されなければならない。

- 2 議会又は議長は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

## 第2章 議会の活動原則

(公正性及び透明性の確保)

第3条 議会は、公正な議会運営の下、議会の有する情報を市民に積極的に発信して説明責任を果たすことにより透明性を確保する。

(市民参加の機会の確保及び市民意見の市政への反映)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

(市長等に対する監視及び評価)

第5条 議会は、適切な市政運営が行われるよう、市長等を監視し、及び評価する責務を有する。

(委員会の活動)

第6条 委員会は、その審査に当たっては、資料等を積極的に活用し、十分な議論を尽くすものとする。

- 2 常任委員会は、政策水準を高めるため、政策提言を行うものとする。

- 3 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、その所管に属する事務の調査を充実させるものとする。

## 第3章 議員の活動原則

(市民の福祉の向上)

第7条 議員は、議会の構成員として、市民の福祉の向上を目指して活動する。

(政治倫理の自覚及び品位の確保)

第8条 議員は、政治倫理を深く自覚し、及び品位を確保して活動する。

(説明責任)

第9条 議員は、議会活動に関する情報を市民に積極的に発信することにより、説明責任を果たすよう努める。

(市政の課題及び市民意見の把握等)

第10条 議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、これを常任委員会の政策提言、自己の提案等にかし、市政に反映させるよう

努める。

(不断の研さん)

第11条 議員は、議員としての資質、政策提言能力等を高めるよう不断の研さんに努める。

(自由討議の尊重)

第12条 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじる。

(政務活動費)

第13条 議員は、政務活動費を適正に執行し、及び有効に活用しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途について市民に説明する責務を有する。

#### 第4章 市民と議会との関係

(本会議等の公開の原則)

第14条 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定める全ての会議（以下「本会議等」という。）は、公開を原則とする。

(公聴会制度又は参考人制度の活用)

第15条 議会は、市民参画の機会を拡大し、市民の意見又は知見を踏まえた審議又は審査に資するため、公聴会制度又は参考人制度を活用するよう努める。

(請願及び陳情の取扱い)

第16条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策に関する提案又は市政に対する要望と位置付け、これに誠実に対応するものとする。この場合においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設ける。

(広報及び広聴の充実)

第17条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心をより高めるため、多様な広報手段を活用し、積極的に広報活動を行う。

2 議会は、市民の意見及び提案を広く聴取するため、必要な措置を講ずる。

(議会報告会)

第18条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 議会と市長等との関係

### (市長等との緊張関係の保持)

第19条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努める。

### (質疑及び質問の形式)

第20条 本会議等における質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、定められた形式で行う。

### (市長等への反問の付与)

第21条 市長等は、本会議等において答弁に必要な範囲内で議員の質疑又は質問の趣旨又は内容を確認するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

### (閉会中の文書による質問)

第22条 議員は、閉会中に重要かつ緊急を要する事案が生じたときは、議長を経由して市長等に文書により質問することができる。

2 前項の規定による質問の回答は、文書により行われなければならない。

### (政策等の形成過程の説明要求)

第23条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等の形成過程について、議員全員協議会を開催して市長等に説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による説明の求めがあったときは、速やかに、対応するものとする。

## 第6章 議会機能の強化

### (災害発生時等の対応)

第24条 議会は、災害発生時等においても、議会機能の維持に努めなければならない。

2 災害発生時等における議会機能の維持に関し必要な事項は、別に定める。

### (議決事件の追加)

第25条 議会は、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を必要に応じて追加する。

### (会派)

第26条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会

派を結成することができる。

(議会図書室の充実)

第27条 議会は、議員の調査研究に資し、及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。

(議員研修の充実)

第28条 議会は、議員の資質、政策提言能力等の向上を図るため、議員の研修の充実に努める。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努める。

#### 第7章 議員定数

第30条 議員定数は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、委員会審査の充実、市長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性等を考慮して定める。

#### 第8章 この条例の検証及び見直し

第31条 議会は、この条例の達成状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずる。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 佐野市議会基本条例逐条解説

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則（第3条—第6条）

第3章 議員の活動原則（第7条—第13条）

第4章 市民と議会との関係（第14条—第18条）

第5章 議会と市長等との関係（第19条—第23条）

第6章 議会機能の強化（第24条—第29条）

第7章 議員定数（第30条）

第8章 この条例の検証及び見直し（第31条）

#### 附則

### 前文

議会は、市民に選ばれた議員で構成する市民の代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに、二元代表制の下、市民の信託に応える責務を有する。

このような認識の下、佐野市議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要がある。

そのため、これまで積み重ねてきた取組をより確かなものとし、公正性及び透明性を高めるとともに、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すことにより、市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意し、ここに佐野市議会基本条例を制定する。

#### 【解説】

○地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任の下、議会の役割と責任はますます大きくなっています。議会の役割を確認、強調し、市民本位の立場から文言を整理し、これまでの積み重ねの上に、更に推進する内容として制定するものです。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、議会の機能を強化することにより市民の信託に応え、もって市民の福祉の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

○本条では、前文の趣旨を受けて、この条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例を制定する目的を定めています。

○この条例の目的は、「議会機能の強化により市民の信託に応えること」と「市民の福祉の向上及び地域社会の発展に寄与すること」です。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となるものであり、議会において最大限尊重されなければならない。  
2 議会又は議長は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

**【解説】**

- 本条例は、佐野市の自治の基本となるものであって最大限尊重されなければならない自治基本条例において、佐野市議会及び議員が、自治基本条例に定める基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有することが規定されていることを踏まえて制定しました。
- 第1項では、議会基本条例は、議会の基本となるものであり、佐野市議会において最大限尊重されなければならないことを規定し、議会に関する条例、規則等の中で最上位の位置付けとなることを定めています。
- 第2項では、第1項の議会基本条例の位置付けを受け、議会又は議長が議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃をする場合は、議会基本条例の内容と整合性を図ることを定めています。

## 第2章 議会の活動原則

(公正性及び透明性の確保)

第3条 議会は、公正な議会運営の下、議会の有する情報を市民に積極的に発信して説明責任を果たすことにより透明性を確保する。

**【解説】**

- 議会が市民の信託に応えるためには、公正性及び透明性の確保が重要な要素となります。そこで、本条では、公正な議会運営を基本とし、議会に関する情報を積極的に発信して説明責任を果たすことを定めています。

(市民参加の機会の確保及び市民意見の市政への反映)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

**【解説】**

- 本条では、「より開かれ信頼される議会」の実現を目指すため、議会は、市民が議会活動に直接関わりを持つ機会を多く設け、その中で市民の多様な意見を的確に把握し、議会が市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならないことを定めています。

(市長等に対する監視及び評価)

第5条 議会は、適切な市政運営が行われるよう、市長等を監視し、及び評価する責務を有する。

**【解説】**

- 本条では、適切な市政運営が行われるよう、議会が市長等を監視し、及び評価する責務を有することを定めています。



(委員会の活動)

第6条 委員会は、その審査に当たっては、資料等を積極的に活用し、十分な議論を尽くすものとする。

2 常任委員会は、政策水準を高めるため、政策提言を行うものとする。

3 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、その所管に属する事務の調査を充実させるものとする。

**【解説】**

○第1項では、委員会が審査機能を十分に発揮するために、関係資料等を積極的に活用し、十分な議論を尽くすことを定めています。

○第2項では、政策水準を高めるため、常任委員会において政策提言を行うことを定めています。政策提言は、議会として合意形成を図り、市長等に行うこととなります。

○第3項では、常任委員会の専門性を活かし、議案等の審査に加えて、市政の課題に対し適切かつ迅速に対応するための所管事務調査を充実させることを定めています。

### 第3章 議員の活動原則

(市民の福祉の向上)

第7条 議員は、議会の構成員として、市民の福祉の向上を目指して活動する。

**【解説】**

○前文において議会として市民の福祉の向上に尽くすことを決意しており、本条では、議会の構成員である議員としても、市民の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

(政治倫理の自覚及び品位の確保)

第8条 議員は、政治倫理を深く自覚し、及び品位を確保して活動する。

**【解説】**

○本条では、議員の活動に当たり、政治倫理の自覚と品位の確保を求めています。

(説明責任)

第9条 議員は、議会活動に関する情報を市民に積極的に発信することにより、説明責任を果たすよう努める。

**【解説】**

○第3条において、議会として議会に関する情報を市民に積極的に発信することを定めています。このことを踏まえ、本条では、議会の構成員である議員に対しても、議会活動に関する情報を市民に積極的に発信することにより、説明責任を果たすことを求めています。

(市政の課題及び市民意見の把握等)

第10条 議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、これを常任委員会の政策提言、自己の提案等にかし、市政に反映させるよう努める。

**【解説】**

○前文において、議会として市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意しており、これを実現させるために、本条では、常任委員会の政策提言や議員の提案などを行う上で、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握することの重要性を定めています。

(不断の研さん)

第11条 議員は、議員としての資質、政策提言能力等を高めるよう不断の研さんに努める。

**【解説】**

○本条では、議員が日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、行政に対する政策提言能力等を高めるため、日頃から自己研鑽けんさんに努めることを定めています。

(自由討議の尊重)

第12条 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじる。

**【解説】**

○本条では、議員が意思決定を行う過程において、論点・争点の明確化及び議員間の共通認識の醸成を図るため、議員相互の自由な討議を尊重することを求めています。

(政務活動費)

第13条 議員は、政務活動費を適正に執行し、及び有効に活用しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途について市民に説明する責務を有する。

**【解説】**

○政務活動費は、佐野市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則に基づいて交付されています。本条では、政務活動費の交付を受けた議員に適正な執行及び有効な活用を義務付けるとともに、その使途について市民に説明する責務を有することを定めています。

## 第4章 市民と議会との関係

(本会議等の公開の原則)

第14条 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定める全ての会議（以下「本会議等」という。）は、公開を原則とする。

**【解説】**

○本条では、「本会議」と「委員会」に限らず、それ以外の議会に関する条例又は規則で定める全ての会議は、公開を原則とすることを定めています。ただし、「議員全員協議会」においては、公開を原則としているが、個人情報に関するものなど、公開が適当でないと判断される案件について非公開とすることもあります。

(公聴会制度又は参考人制度の活用)

第15条 議会は、市民参画の機会を拡大し、市民の意見又は知見を踏まえた審議又は審査に資するため、公聴会制度又は参考人制度を活用するよう努める。

**【解説】**

○本条の「公聴会制度」及び「参考人制度」は、議会において民意を直接聴くためのものであり、いずれも地方自治法に定められている制度です。本条では、議会を活性化させるため、市民参画の機会のひとつとして、これらの制度を活用することを定めています。

(請願及び陳情の取扱い)

第16条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策に関する提案又は市政に対する要望と位置付け、これに誠実に対応するものとする。この場合においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設ける。

**【解説】**

○本条では、「請願」及び「陳情」として提出される市民からの意見・要望については、政策に関する提案又は市政に対する要望と位置付け、誠実に対応するとした上で、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

(広報及び広聴の充実)

第17条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心をより高めるため、多様な広報手段を活用し、積極的に広報活動を行う。

2 議会は、市民の意見及び提案を広く聴取するため、必要な措置を講ずる。

**【解説】**

○本条では、多様な広報手段を活用し積極的な広報活動を行うとともに、市民の意見及び提案を広く聴取するために必要な措置を講ずることを定めています。佐野市議会においては、市議会だよりやインターネット、ケーブルテレビの活用及び議会報告会などにより積極的な広報活動を行うとともに、議会報告会での意見交換やアンケートの実施など、市民の意見や提案を広く聴くための必要な措置を講じています。

(議会報告会)

第18条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

○第1項では、市民に開かれた議会を象徴的に示すため、市民への一方的な報告だけでなく、市民との意見交換の場として「議会報告会」を行うことを定めています。

○第2項では、議会報告会の開催方法や開催時期など、内容の見直しが柔軟に行えるよう、必要な事項は別に定めることとしています。

## 第5章 議会と市長等との関係

(市長等との緊張関係の保持)

第19条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努める。

**【解説】**

○本条では、議会が市長等と常に緊張ある関係の保持に努めることを定めています。議会と市長等が、自治体運営上、独立・対等な立場で適度なけん制と均衡を保ち、互いに切磋琢磨しながら、市民の福祉の向上と地域社会の発展を目指すものです。

(質疑及び質問の形式)

第20条 本会議等における質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、定められた形式で行う。

**【解説】**

○本条では、論点及び争点を明確にするため、本会議等における質疑及び質問をあらかじめ定められた形式で行うことを定めています。佐野市議会においては、議案質疑については一括質疑一括答弁方式とし、一般質問及び委員会での質疑については一問一答方式として定めていますが、いずれも論点及び争点を明確にするのに適した形式としています。

(市長等への反問の付与)

第21条 市長等は、本会議等において答弁に必要な範囲内で議員の質疑又は質問の趣旨又は内容を確認するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

**【解説】**

○本条では、議員の質疑又は質問に際し、その趣旨や内容を確認するための「反問」の機会が市長等に与えられることを定めています。  
○本条での「反問」は、不明確なまま議論が進まないようにするために行うものであり、「反論」とは異なります。

(閉会中の文書による質問)

第22条 議員は、閉会中に重要かつ緊急を要する事案が生じたときは、議長を経由して市長等に文書により質問することができる。

2 前項の規定による質問の回答は、文書により行われなければならない。

**【解説】**

○第1項では、閉会中に重要かつ緊急を要する事案が発生したときは、市長等に対して文書による質問を行うことができることを定めています。①文書による質問の提出に際しては、一人以上の賛同者を得ること、②議長に提出された文書による質問は、議会運営委員会に諮り、重要かつ緊急を要する事案であると判断されたものに限ることを要件としています。  
○第2項では、文書による質問に対する市長等の回答については、文書により行われなければならないことを定めています。

(政策等の形成過程の説明要求)

第23条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等の形成過程について、議員全員協議会を開催して市長等に説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による説明の求めがあったときは、速やかに、対応するものとする。

**【解説】**

- 第1項では、議会が、市長等の提案する重要な政策、計画、事業などの形成過程（政策等の概要、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、総合計画との整合性、財源措置など）について、必要に応じ、議員全員協議会を開催して市長等に説明を求めることができることを定めています。
- 第2項では、市長等に対し、議会からの説明要求に速やかに対応することを求めています。

## 第6章 議会機能の強化

(災害発生時等の対応)

第24条 議会は、災害発生時等においても、議会機能の維持に努めなければならない。  
2 災害発生時等における議会機能の維持に関し必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

- 第1項では、地震・台風などの大規模災害や原子力災害の発生、感染症の蔓延<sup>まんえん</sup>など有事の際においても、議会は、議事機関として迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するため、議会機能の維持に努めなければならないことを定めています。
- 第2項では、災害発生時の議会機能の維持について、必要な事項（業務継続計画など）を別に定めることとしています。

(議決事件の追加)

第25条 議会は、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を必要に応じて追加する。

### 【解説】

- 地方自治法第96条第1項において、議会が地方公共団体の意思を決定するために議決すべき事件として、条例の制定改廃、予算を定めること、決算を認定することなど15項目を規定しています。さらに、同条第2項において、この15項目のほかに、議会の議決すべき事件を条例で定めるところにより追加することができることを規定しています。
- この件に関しては、佐野市では既に、「佐野市議会の議決すべき事件を定める条例」において「基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。）の策定、変更又は廃止」「都市宣言の制定、変更又は廃止」「定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止」を、「佐野市名誉市民条例」において「名誉市民の称号を贈る決定」をそれぞれ議会の議決事件として追加しています。
- 本条では、議事機関としての機能を強化するため、議会の議決すべき事件を必要に応じ、追加することを定めています。

(会派)

第26条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

### 【解説】

- 本条では、佐野市議会において、基本的な政策の考え方を同じくする議員により会派が結成できることを定めています。

(議会図書室の充実)

第27条 議会は、議員の調査研究に資し、及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。

**【解説】**

○議会は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置することになっており、本条では、その充実に努めることを定めています。

(議員研修の充実)

第28条 議会は、議員の資質、政策提言能力等の向上を図るため、議員の研修の充実に努める。

**【解説】**

○第11条では、議員は研修活動などの不断の研鑽<sup>けんさん</sup>により、議員としての資質、政策提言能力等を高めるよう定めていますが、本条では、議会として、議員の資質、政策提言能力等の向上を図るため、議員の研修の充実に努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努める。

**【解説】**

○本条では、議会が円滑で効率的な議会運営及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能などの議会機能の向上を図るため、議会事務局の調査や法務に関する機能の強化と組織体制の整備に努めることを定めています。

## 第7章 議員定数

第30条 議員定数は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、委員会審査の充実、市長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性等を考慮して定める。

**【解説】**

○本条では、議員定数について、議会の役割と機能を損なうことのないよう、委員会審査の充実、市長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性、地域の多様な民意の市政への反映（人口規模と市域）、市の財政状況など、様々な視点から検討して定めることとしています。

○佐野市議会では、「佐野市議会議員定数条例」において議員定数を24名と定めています。

## 第8章 この条例の検証及び見直し

第31条 議会は、この条例の達成状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずる。

**【解説】**

○本条では、この条例の施行後も、その目的が達成されているかどうか検証を行い、検証の結果、見

直しが必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずることを定めています。

附 則

この条例は、令和3年4月1日より施行する。